

豊後大野市 過疎地域持続的発展計画

〔令和3年度～令和7年度〕

令和3年9月策定

《令和4年3月変更》

《令和5年3月変更》

《令和6年3月変更》

目 次

1	基本方針	P 1
(1)	豊後大野市の概況	P 1
(2)	人口及び産業の推移と動向	P 2
(3)	行財政の状況	P 4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	P 6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	P 7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	P 7
(7)	計画期間	P 7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	P 7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P9
(1)	現況と問題点	P9
(2)	その対策	P9
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P10
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P10
3	産業の振興	P11
(1)	現況と問題点	P11
(2)	その対策	P12
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P14
(4)	産業振興促進事項	P15
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	P15
4	地域における情報化	P15
(1)	現況と問題点	P15
(2)	その対策	P16
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P16
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P16
5	交通施設の整備、交通手段の確保	P17
(1)	現況と問題点	P17
(2)	その対策	P17
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P18
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P19
6	生活環境の整備	P19
(1)	現況と問題点	P19
(2)	その対策	P21
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P22
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P22
7	子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P22
(1)	現況と問題点	P22
(2)	その対策	P23
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P25

8	医療の確保	P25
(1)	現況と問題点	P25
(2)	その対策	P25
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P26
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P26
9	教育の振興	P27
(1)	現況と問題点	P27
(2)	その対策	P27
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P28
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P28
10	集落の整備	P28
(1)	現況と問題点	P28
(2)	その対策	P28
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P30
11	地域文化の振興等	P30
(1)	現況と問題点	P30
(2)	その対策	P30
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P31
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P31
12	再生可能エネルギーの利用の推進	P31
(1)	現況と問題点	P31
(2)	その対策	P31
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P31
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P31
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	P31
(1)	現況と問題点	P31
(2)	その対策	P32
(3)	事業計画（令和3年度～令和7年度）	P32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	P32

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業 …… P33

1 基本方針

(1) 豊後大野市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然

本市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東は臼杵市、南は佐伯市、西は竹田市、北は大分市と接しています。市の総面積は、603.14k㎡（東西約22km、南北約31km）で、県土の9.5%にあたり、周りを祖母・傾山、佩楯山、大峠山、鑑ヶ岳などに囲まれ、山地、丘陵、盆地が錯綜して複雑な地形となっています。

さらに、約30余りの大小の河川を集め、別府湾に注ぐ大野川の豊かな水利があり、県内屈指の穀倉地帯を形成しています。

気候は南海型気候に属し、平地気候と山地気候のほぼ中間にあり、四季を通じておおむね温暖で、一部の山岳地帯を除いては、平坦地の平均気温は15～16℃、年間平均降水量約1,700mmと穏やかで恵まれた自然環境の中で、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

(イ) 歴史

本市は、江戸時代は小藩分立の施策の中で西側が岡藩、東側が臼杵藩に分かれていました。その後、明治11年の郡区町村編成法の施行により本市の前身である大野郡が誕生しましたが、後の明治と昭和の大合併により数多くあった郡内の町村は、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町及び野津町に変遷していきました。

大野郡は、平成8年に全国に先駆けて「大野広域連合」を発足し、1町村だけでは効率の悪い、ごみの収集・焼却、し尿の処理業務や文化センターの管理・運営などを広域的視野に立ちサービスを行ってきたところです。

このような経過を経た大野郡は、よりきめ細かい効率的な行政サービスを行い地域の持続的な発展を図るため、平成17年3月31日に野津町を除く5町2村で新設合併し豊後大野市となり、現在に至っています。

(ウ) 社会・経済

本市は、5つの国道が走り（国道10号、国道57号、国道442号、国道326号、国道502号）、これらに主要地方道6路線（県道）、一般地方道17路線（県道）や市道が接続し、市内の道路網を形成しています。

このような中で、日常生活や産業活動に必要な国道や主要地方道など広域的な道路網が整備されてきたほか、高規格道路として中九州横断道路や三重新殿線バイパスが完成することにより、本市が大分・熊本・宮崎の3地域を結ぶ交通の要衝となり、沿線地域の交流連携を促進することが期待されています。

さらに、南海トラフによる地震など、巨大地震の発生直後から緊急輸送ができるよう道路整備に努めます。

公共交通機関は、鉄道網として大分市と熊本市を結ぶJR九州豊肥本線が本市を横断しており、バスは隣接する市や市内の各方面へ運行しています。さらに、市内全域には、豊後大野市コミュニティバスやあいのりタクシーが運行し交通手段を確保しています。

また、JR三重町駅はバスの乗り入れができないため、JR、バス、タクシーによる交通結節点を整備し、コンパクトシティ+ネットワークを実現するため、公共交通網を活用し、都市の集約化を進め、持続可能な都市経営を目指します。

イ 過疎の状況

市の人口推移をみると、昭和25年（旧町村合併前合計）の81,707人から一貫して減少を続け、平成27年には36,584人となりました。これは昭和25年と比べ約45%の水準です。

特に、昭和30年代後半から40年代にかけて、日本が高度経済成長の時代となり、農村が労働力の供給地としての役割を果たすようになった結果、都市部への急激な人口流出が続き過疎化が加速しました。

その後、大都市圏への過度な人口集中や住民意識の変化、過疎対策の行政措置が講じられたことなどにより人口流出は鈍化の傾向となっているものの、市内における小規模集落の割合は、4割以

上となり、深刻な状況となっています。

また、企業や専門学校の誘致等により若年層を中心とした人口定住を図っていますが、人口減少への抜本的な解決には至っていません。

全国的な高齢化の傾向も本市では特に顕著であり、地域活力の衰退を防ぐには多くの解決すべき課題を抱えています。

過疎化の要因として最も大きいと考えられるのは、就業の場の確保です。基幹産業の農業は、収益の伸び悩み、農産物の輸入自由化等による競争激化などを背景に、深刻な後継者不足が生じており、就業人口は著しく減少しています。第2次・第3次産業従事者を含め、市内の就業の場は不足しており、結果的に生産年齢層の市外流出が続いています。

本市としても過疎の傾向が見られた時期から、交通通信体系の整備、情報化の促進、産業の振興、生活環境施設の整備、医療の確保など、積極的な過疎対策を実施していますが、現在もなお過疎地域からの脱却に至らない現状です。

ウ 社会経済的発展の方向

本市は、県都大分市と隣接しており、中九州の中心位置にあるという地勢的に有利な条件を最大限生かし、自然・歴史・文化資源を生かし暮らしにゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築き上げていかなければなりません。

また、本市の目指す将来像である「人も自然もシアワセなまち」の実現に向け、「しごと」「くらし」「ひと」「環境」の4つを基本理念とし、達成に向け施策の展開を図っていく必要があります。

本市の基幹産業である農業については、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進等の新たな取組にも挑戦し、農商工観の連携を図りながら、豊後大野の豊かな地域資源をブランド化し、力強い産業を確立することで、新たな「しごと」の創出を目指します。また、首都圏等の企業を中心にテレワークや二拠点・多拠点居住といったニーズが高まる中で、本市の魅力発信を強化し、働き方や生活スタイルの多様化に対応していくことで、都市住民の受け入れや県外企業の参入を推進していきます。

さらに、転出超の大きな原因となっている若者の就労ニーズに対応し、地域での就業や起業につなげ、市外への若者の流出を防ぐことや、職種や雇用条件、生活環境の不適合などによる雇用のミスマッチや、ポテンシャルある女性の就業機会の不足などの理由により、地方で生かされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくことも重要です。そのため、魅力ある職場づくりや労働市場環境の整備を行い、正規雇用等の割合の増加や若者の市内就業率や女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る取組も必要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は、平成27年の国勢調査では36,584人となっており、昭和35年の74,868人と比較すると38,284人、率にして51.1%も減少しています。特に、昭和35年から昭和50年の15年間は、国勢調査の度に11.9%減、11.6%減、8.2%減と大幅な減少が続きました。

近年は4%～5%の減少率で推移してきましたが、平成27年には減少率が7%を超え、減少率が高まっています。

年齢階層別の推移をみると、65歳以上の老年人口は増加する一方、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は昭和35年以降一貫して減少しています。平成27年では年少人口が3,826人、生産年齢人口が17,811人、老年人口が14,947人となっており、昭和35年と比べて、年少人口は21,733人減、生産年齢人口は25,973人減、老年人口は9,476人増となっており、少子高齢化が進行しています。

世帯数については、人口の減少にもかかわらず昭和55年の14,875世帯に対し、平成27年では14,326世帯とほぼ同数であり、核家族化と高齢者世帯化が進んでいることが伺えます。

さらに、市の将来人口を国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口によると、本計画が終了する令和7年には、平成27年よりも5,582人少ない31,002人と推計され、今後も人口減少が続くことが予想されます。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 74,868	人 53,513	% -28.5	人 47,034	% -12.1	人 41,548	% -11.7	人 36,584	% -11.9
0 歳～14 歳	25,573	10,765	-57.9	7,660	-28.8	4,779	-37.6	3,826	-19.9
15 歳～64 歳	43,865	35,370	-19.4	29,043	-17.9	22,089	-23.9	17,783	-19.5
うち 15～29 歳 (a)	16,208	9,800	-39.5	5,906	-39.7	5,098	-13.7	3,691	-27.6
65 歳以上 (b)	5,430	7,378	35.9	10,331	40.0	14,617	41.5	14,896	1.9
(a) / 総 数 若年者比率	21.6%	18.3%	—	12.6%	—	12.3%	—	10.1%	—
(b) / 総 数 高齢者比率	7.3%	13.8%	—	22.0%	—	35.2%	—	40.7%	—

表 1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	44,939 人	—	43,278 人	—	-3.7%	40,803	—	-5.7%
男	21,007 人	46.7%	20,177 人	46.6%	-4.0%	18,928	46.4%	-6.2%
女	23,932 人	53.3%	23,101 人	53.4%	-3.5%	21,875	53.6%	-5.3%

区 分	令和 2 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	35,091 人	—	—	34,495 人	—	-1.7%
男	16,377 人	46.7%	—	16,102 人	46.7%	-1.7%
女	18,714 人	53.3%	—	18,393 人	53.3%	-1.7%

表 1-1(3) 人口の見通し (第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年
総 数	33,247人	30,510人	28,590人	26,991人	25,540人	24,184人	23,006人	22,053人
0～14歳	3,321人	2,985人	2,971人	3,063人	3,201人	3,308人	3,355人	3,329人
15～65歳	15,087人	13,295人	12,398人	11,766人	10,932人	10,271人	9,897人	9,804人
66歳以上	14,839人	14,230人	13,221人	12,162人	11,407人	10,605人	9,754人	8,920人

令和42年	令和47年
21,279人	20,609人
3,284人	3,278人
9,793人	9,767人
8,202人	7,564人

資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成 27 年の国勢調査に基づいた予測）

イ 産業の現況と今後の動向

本市の産業は、温暖な気候や中山間にははまとまった農地の存在などの条件に恵まれていることから、農業を中心とする第1次産業が中心です。しかし、日本経済が大きく発展する中で就業構造の著しい変化がおこり、近年では、第2次・第3次産業が全体の中で大きな比重を占めるようになっていきます。

第1次産業の就業人口は、昭和35年で24,815人でありましたが、以降減少を続け、平成27年には3,576人まで落ち込んでいます。このことから、労働者の高齢化と市外への流出が進んでいると考えられます。産業別人口の動向を見ても、昭和35年には第1次産業に従事する割合は全体の69.7%を占めていたものが、昭和50年には半数以下、昭和60年には第3次産業に抜かれ、平成27年には全体の20.8%まで低下し、衰退の実態が垣間見えます。

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総数 (実数)	35,603人	31,967人	31,041人	27,871人	27,605人
増 減 率	—	-10.2%	-2.9%	-10.2%	-1.0%
第1次産業 就業人口比率	69.7%	64.8%	58.1%	48.4%	40.9%
第2次産業 就業人口比率	7.0%	8.0%	11.3%	16.5%	20.2%
第3次産業 就業人口比率	23.3%	27.2%	30.6%	35.1%	38.9%
区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数 (実数)	25,916人	23,936人	23,159人	21,880人	20,317人
増 減 率	-6.1%	-7.6%	-3.2%	-5.5%	-7.1%
第1次産業 就業人口比率	38.9%	31.5%	26.2%	24.9%	24.7%
第2次産業 就業人口比率	20.2%	25.0%	27.2%	24.5%	21.2%
第3次産業 就業人口比率	40.9%	43.5%	46.6%	50.6%	54.1%

区 分	平成22年	平成27年
総数 (実数)	17,950人	17,214人
増 減 率	-11.6%	-4.1%
第1次産業 就業人口比率	21.4%	20.8%
第2次産業 就業人口比率	19.9%	18.4%
第3次産業 就業人口比率	58.4%	58.9%

※ 総数には分類不能者を含む。

(3) 行財政の状況

ア 行政

本市は、合併後17年目を迎えていますが、これまでに組織機構の改編、事務事業の見直しや定員管理、給与の適正化や民間委託等の行政事務の合理化など、行政全般にわたり施策を講じ、複雑・多様化する行政需要に対応しながら住民福祉の向上に向け取り組んでいます。

今後の市政運営においても、今までの既成概念に捕らわれない変革・改革を進め、限られた予算

の中で、きめ細かな実効性のある施策に取り組んでいかなければなりません。特に、高齢者や障がい者、子どもなど、社会的に弱い立場にある人たちを社会全体で優しく支えることができる仕組みを築き上げていくことが求められています。

これらに対応するには、機能的な組織体制の確立や職員の資質の向上に取り組むとともに、長期的視点に立った事業の遂行、また、住民への情報提供や意見反映など、市民と行政が一体となって計画的・効率的な行政運営を進めていく必要があります。

イ 財政

本市の財政状況を見ると、歳入は地方交付税や国庫・県支出金等に依存した状況であり、自主財源が乏しく財政基盤が極めて脆弱です。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和元年度決算で94.4%と平成25年度決算に比べ8.4ポイント悪化しており、高水準です。また実質公債費比率は4.9%と3.2ポイント改善されましたが、約229億円の地方債現在高を抱えており、引き続き厳しい財政状況にあります。

令和2年度は「豊後大野市行財政改革指針」の推進期間（令和2年度から令和7年度）の初年度です。これまでの行政改革大綱の基本的な考え方を継承しつつ、大綱の期間内に新たに生じた環境の変化や解決すべき課題を踏まえ、「財政収支バランスのとれた財政運営」を目指していきます。特に、事務事業評価を基に成果分析、コスト計算等を行うことで、歳出を徹底的に見直し、財政基盤の強化に努めていかなければなりません。さらに、市民の立場からの公平性の確保と必要性を検討するとともに、財源の効率的配分を行う必要があります。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	30,525,421	27,123,999	28,164,974
一般財源	18,456,812	16,629,531	14,802,930
国庫支出金	5,459,502	3,371,562	3,088,021
都道府県支出金	2,550,101	2,200,914	2,920,299
地方債	2,726,600	2,369,200	3,639,873
うち過疎債	838,800	496,300	1,202,400
その他	1,332,406	2,552,792	3,713,851
歳出総額 B	28,156,369	25,904,321	27,113,882
義務的経費	14,012,685	12,665,183	12,224,986
投資的経費	5,613,049	4,131,112	6,596,439
うち普通建設事業	5,533,176	3,977,766	5,829,168
その他	8,530,635	9,108,026	8,292,457
過疎対策事業費【再掲】	3,039,695	1,267,799	1,665,132
歳入歳出差引額 C(A-B)	2,369,052	1,219,678	1,051,092
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,213,018	122,120	233,639
実質収支 C-D	1,156,034	1,097,558	817,453
財 政 力 指 数	0.27	0.26	0.27
公 債 費 負 担 比 率	23	17.7	16.2
実 質 公 債 費 比 率	11.2	5.9	4.9
起 債 制 限 比 率			
経 常 収 支 比 率	88.8	83.7	94.4
将 来 負 担 比 率	33.7	—	—
地 方 債 現 在 高	30,042,990	26,380,252	22,852,785

※地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）より

ウ 主要公共施設等の整備状況

本市は、これまで基幹産業である農業を中心とした産業の基盤整備、交通通信体系の整備、生活環境の整備、そして教育文化の振興などの事業を推進してきました。

各施設の整備状況については下表のとおりです。市道については改良率で昭和45年度末の9.3%から51.4%へ、舗装率では4.2%から91.1%と大きく改善されました。

また、病院及び診療所の人口千人当たりの病床数は13.5床と少なく、水道普及率や水洗化率についても依然として低い水準となっています。

施設整備については、これまで過疎対策として計画的な実施により取り組んできましたが、今後も財政状況を見極めながら、未整備の施設については計画的に整備していく必要があります。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市道 改良率 (%)	30.1	35.3	43.4	49.2	51.4
市道 舗装率 (%)	69.5	84.4	89.0	90.5	91.1
農道 延長 (m)	—	—	—	47,973	27,807
耕地1ha当たり農道延長 (m)	150.6	121.1	105.9	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	141,765	141,594
林野1ha当たり林道延長 (m)	8.7	10.4	12.7	—	—
水道普及率 (%)	57.9	51.3	61.8	67.0%	75.6
水洗化率 (%)	0.0	3.9	23.0	43.7	62.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	14.0	15.5	16.1	12.6	13.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

我が国の社会情勢は、少子高齢化や高度情報化の進展、国・地方を通じた極めて厳しい財政状況、地球環境問題の顕在化、そして地方分権の進展などにより大きく変動し、変革の時代を迎えています。

また、本市では過疎化や少子高齢化の急速な進行により、コミュニティの維持が危惧される集落が出てきているなど、これまでに経験したことのない局面を迎えており、人口減少・少子高齢化の影響は地域社会の様々な場面に現れてきています。

こうした状況の中、本市では、これからの新しい時代に対応し、市民にとって魅力的で自主性・自立性のある持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、「しごと」「くらし」「ひと」「環境」をまちづくりの理念とした「第2次豊後大野市総合計画」を策定し、本市の目指す将来像である「人も自然もシアワセなまち」の創造に向け、まちづくりの理念の下に6つの政策目標を掲げ、各種事業の取り組みを進めてきました。(以下、豊後大野市総合計画より抜粋)

「しごと」・・・ しごとは生活を営むために必要なものです。生きがい・やりがいがあるしごとであればシアワセを感じることができます。

しごとを増やすためには、産業の振興が不可欠です。農商工観の連携を図りながら、豊後大野の豊かな資源を地域ブランド化し、力強い産業を確立し、新しい雇用の創出を目指します。

【政策目標】・豊かな生活を支えるしごとがあるまち

「くらし」・・・ 人と自然が共生する暮らしは、少し手間暇がかかることかも知れませんが、少しの手間暇をプラスに捉え活動することで、心豊かな暮らしにもなります。

豊後大野での暮らしがシアワセな暮らしになるよう、地域の支え合い、安心できる福祉の充実で子どもから高齢者まで生き生きと夢が持てる暮らしを目指します。

【政策目標】・豊かな福祉社会の実現を目指すまち

- ・豊かなくらしと安心を実感できるまち
- ・豊かさをつなぐ協働によるまちづくり

「ひと」…… 自然と歴史が豊かな豊後大野でしかできないふるさと教育は、子どもたちのふるさとへの誇りとつながっていきます。

子どもたちが大人になり、豊後大野から出て帰ってきたいと思えるのは子どもの時の良き体験です。子どもたちのために大人が体験の場をつくることで、大人もまたふるさとの魅力を再発見できます。

子どもから大人まで、学ぶことの楽しさをシアワセと感ずることができる環境づくりを目指します。

【政策目標】・豊かな心と学ぶ意欲を育む

「環境」…… 約9万年前から創られたジオパークと豊かな自然と生き物を守りながら、この魅力を継承していきます。

現在はストレス社会です。自然と生き物がシアワセであることで、自然環境が豊かな場となり、人のストレスの軽減にもつながります。

また、自然エネルギーを活用するなど、人と自然がつづくようなシステムを目指します。

【政策目標】・豊かな自然を未来に残し伝えるまち

本計画においては、最上位計画である前述の第2次豊後大野市総合計画及び大分県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）と同一基調の下で持続的発展に向けた計画を作成します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

数 値 目 標	基 準 値 (令和2年)	目 標 値 (令和7年)
人口	33,741人 (令和2年国勢調査速報値)	30,510人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年6月、事務事業評価を行い、議会への報告および市ホームページにて公表を行います。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことも予想されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっていることから、公共施設等総合管理計画を策定しました。中長期的な視点から、計画期間は平成27年度から令和26年度までの30年間の推計に基づき策定しています。

公共施設等の維持管理方針については、次のとおりです。(以下、豊後大野市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(1) 点検・診断等の実施方針

1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わさって構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

2) 施設の診断

①診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不適合性および適法性が最低限必要な診断項目となります。

②施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

2) 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

建物を更新しないで長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、総合管理計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不適合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ、及び陳腐化の他に、施設に求められる様々な性能面及び法規対応において要求水準を満足できない場合があるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。また万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を、平時から整えるための備えは、施設管理者にとって最も重要なことです。

高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上げが挙げられます。

(4) 長寿命化の実施方針

1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本市の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検

討します。

なお、橋りょう、公営住宅においては長寿命化計画を策定し、それぞれの計画より、ライフサイクルコストなどを低減することとしています。その他の公共施設等においても、個別の長寿命化計画を策定し、推進します。

本計画においては、記載された全ての公共施設等の整備が豊後大野市公共施設等総合管理計画に適合し、保有する施設を有効活用する計画的な保全・更新等に向けた計画を作成します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住及び定住の促進

少子高齢化や若年層の流出による人口減少が続くなか、地域活動や地場産業等、様々な担い手が不足し、地域社会全体に大きな影響を及ぼしています。市全体の年齢別の構成率を見ると、25～29歳は3.1%と世代間で一番少なく、前後の世代も続いて少ない状況にあります。進学等で県外に出たまま就職し帰ってこないことが大きな要因です。そのため、若い世代を中心とした市内在住者の定着を図り、市外からの移住を促すことで、地域コミュニティや地域活力の持続・向上を図ることが重要となっています。定住を望む住民や移住希望者のニーズが多様化し、相談・支援体制の充実及び情報提供の強化、世代に応じた支援制度、働く場所の確保等、移住・定住の促進に向けた、総合的な支援が求められています。

移住に至らない場合でも、地域外から地域を支える担い手や将来的な移住に向けた裾野を広げるため、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大も必要となっています。

イ 地域コミュニティ活動の推進

過疎化・少子高齢化が著しく進む地域では、高齢化により地域住民同士による相互扶助の低下や伝統文化の継承が困難になるなどの集落機能の低下が見られ、地域コミュニティの維持が課題となっています。

市内222自治会の内、129自治会が高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）50%以上の小規模集落であり、その集落数は令和3年3月までの5年間で4割以上も増えています。自治会運営を担っている世代が減少している中で、自治会運営に加え、高齢者世帯の見守り、大規模災害への備え、空き家対策などの課題に単独の自治会での対応が困難になってきています。

ウ 広域連携の推進

少子・高齢化の更なる進行、人口減少社会の到来など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。特に、人口減少は生産年齢人口の減少など社会構造の変化を伴うものであり、都市活力の低下や税収の減少、社会保障関係費の増大などこれまで経験したことのない非常に厳しいものになると予測されています。本市においては、経済活力の低下やコミュニティ機能の維持が困難となることなどが懸念されており、周辺市町等と緊密に連携しながら、持続的な行政サービスを確保することが、最重要課題の一つとなっています。

本市単独では解決できない課題や連携による相乗効果が期待できる施策などについて、各自治体と意見交換を行いながら、新たな広域連携を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 移住及び定住の促進

- 本市の関心や認知度を高めるため、市移住定住ポータルサイト「ぶんごおおの暮らし手帖」等のウェブサイトやSNSを活用し、地域の魅力的な情報発信と情報拡散に取り組みます。
- 移住者と地域をつなぐ役割を担う移住コーディネーターと連携し、移住から定着へつなげる、相談支援体制の強化に取り組みます。
- 若者を中心とした、市民の就労の場の確保に努め、市内への定着を図るとともに、「住まい」「仕事」「子育て」「教育」等関係する機関や団体と連携した居住環境の整備・向上に努め、移住・定住を促進します。

- ・人口減少による労働力人口の確保のため、テレワークを導入する企業は年々増加しており、全国的に時間や場所に縛られない柔軟な働き方が普及してきています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークはさらに広がりを見せ、生活スタイルも多様化が進み、二拠点居住・多拠点居住といったスタイルが普及しつつあります。このような変化に対応するため、テレワークや交流等ができる環境や仕組みづくりを行います。
- ・都市住民などのスキルやノウハウを持った多様な人材と地域内人材との融合により、地域資源を発掘し、それらを活用した新たなビジネスを生みだしていくローカルベンチャーの立ち上げを支援し、新たなビジネスの創出を図ります。
- ・関係人口の一番近くにいる豊後大野出身者と地域をつなげ、外から支え賑わいをつくる人材の確保、そして将来のUターンにつなげるため、自治会等による他出子の組織化や地元で地元を支える人材等を支援します。

イ 地域コミュニティ活動の推進

- ・地域振興協議会の設立推進では、地域の様々な主体が入り、地域の現状や課題を認識する話し合いの場づくりを行い、女性や若者、高齢者も入った地域の人材を総動員した特色ある地域づくりを行えるように支援します。また、市民活動団体等への支援や関係人口など多様な人材の取り込みを図り、地域の特性を生かしたコミュニティ活動を推進します。
- ・コミュニティ活動の核となる人材を発掘するとともに、様々な地域活動を支え、地域の課題を解決に導く人材を育成し、その活動を支援します。

ウ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「高等教育・研究開発の環境整備」「移住・定住対策」「人材育成・交流」「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
移住者数	53人	100人

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	関係人口創出事業	豊後大野市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進住宅補助事業 定住促進空き家対策事業	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

担い手の高齢化や減少による遊休農地の拡大、有害鳥獣による農産物への被害の増大に対し有害鳥獣捕獲事業補助金、有害鳥獣被害防止対策事業補助金、猟友会補助金、鳥獣被害対策協議会補助金等の対策事業を実施しているものの、地域農業の活力の低下が懸念されています。こうした中、担い手の確保・育成は喫緊の課題であり、これまで新規就農者技術習得研修施設（インキュベーションファーム）を中心に、市外からの新規就農者の確保を図ってきました。今後は、これまでの取組を継続することとあわせ、市内の就農希望者を対象とした研修制度の創設を検討しながら、さらなる新規就農者の確保を図る必要があります。加えて、認定農業者の後継者対策の継続等のほかに、新たな就農対策に取り組まなければなりません。

また、農業経営の基盤の確立に向けては、産地収益力の向上対策として、遊休農地の拡大防止、担い手の規模拡大による効率的な農地集積、畑地化による高収益作物への転換が課題となっています。

さらに、大分の野菜畑豊後大野ブランドを確立するため、生産から販売、流通、消費までの販売戦略を構築し、生産者組織や商工関係者との連携を図りながら知名度とブランド力の向上をめざす必要があります。

林業については、採算性の低下や林業の担い手不足などにより、林業生産活動が停滞化しています。さらに、間伐等の森林施策が適切に実施されていない人工林(未整備森林)が増加するなど、林業の有する多面的機能が持続的に発揮できない状況です。令和元年度より開始された森林経営管理制度により、市内7町のうち2町で未整備森林抽出業務を行ったところ、調査対象森林3947.75haのうち、1549.48ha、39.2%が未整備森林という結果になっています。

森林の多面的機能を維持・向上するためには、植栽、下刈、間伐等により、健全な森林を育てる森林整備が必要です。特に人工林については、間伐が必要な段階にあるものが多く、低コスト・高効率な作業システムに必要な施策の集約化や林道・作業道の整備が進んでいない状況であり、林業従事者の就業環境の改善などの対応が必要です。

イ 企業誘致と創業支援

企業誘致の推進やそれに伴う雇用の確保、新たな産業の育成などは、本市が抱える重要な課題です。特に若者や女性の雇用促進につながる施策が必要です。立地企業については、これまで平成24年度、平成26年度、平成29年度に、それぞれ市外に本社を置く企業を誘致することができました。また、令和元年度には誘致企業1社が増設し、その結果100人を超える新たな雇用を創出しました。

一方、地元企業を訪問し、意見を交換するなど企業情報の収集や補助金及び税制面の優遇策等、行政情報を引き続き提供しています。

今後については、市内に不足する工場適地の確保や空き工場等を把握しながら、企業誘致を推進することが必要です。

ウ 雇用環境の向上

本市の社会動態をみると、20歳代で転出超過が多くなっています。アンケートによると、転出者の4割強が「就職・転職・退職のため」を転出理由として挙げており、雇用の場を確保することが人口流出を抑制するために重要です。

一方、高齢者の雇用促進のため、豊後大野市及び竹田市の広域により設置している豊肥地域シルバ一人材センターに対して補助金を交付していますが、会員は減少傾向です。

エ 商業・サービス業

少子高齢化による人口減少等に伴い、地域経済は縮小するなど、地方の中小企業については依然厳しい経営状況にあると考えられます。一方、個人事業主を主体とする商店街についても、商店主の高齢化や後継者不足、地域の人口減少、大型店との競合など経営環境は厳しく、空き店舗が増加しています。

これらの状況を踏まえ、商工会に委託してプレミアム商品券発行事業を実施するなど、地域における消費喚起による商工業の振興を図っています。

空き店舗の増加は地域住民の生活の基盤となる商店街の活力低下につながるため、今後も空き店舗の有効活用による商店街の魅力向上や、後継者の育成など、商店街の振興に取り組む必要があります。

オ 観光

平成30年3月に、豊後大野市らしい本市の観光振興を図っていくための基本指針となる「豊後大野市観光振興ビジョン」を策定しました。この観光振興ビジョンでは、「おおいた豊後大野ジオパーク」、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に代表される豊かな自然やそこから生み出される農林産物、歴史ある郷土芸能など、多くの地域資源を有している本市の地域資源を活用した豊後大野らしい「体験型」・「交流型」のツーリズム商品を造成することが重要となっています。

そして、ツーリズム商品を造成するには、観光関連事業者との連携を図ることが必要となります。また、ジオパークやユネスコエコパークで関係性が構築できている周辺自治体（竹田市・阿蘇市・高千穂町）と連携を図り、広域観光に取り組み本市への誘客を促進することが重要となります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、「新しい生活様式」による社会変化や新たな旅行スタイルに対応した観光事業に転換していくことの必要性が求められています。

(2) その対策

ア 農林業

- ・地域の農業をリードする中心的な役割が期待されている認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人、女性就農者、農業に参入する異業種法人等、農業の多様な担い手の確保・育成に努めます。また、働きやすい環境づくりを進め、多様な人材の活躍を支援します。
- ・市内で生産された農産物の産地化を図るため、野菜、花き、果樹の区分に重点品目を選定し、生産方式の合理化を図りながら、産地の拡大、生産額の向上を図ります。また、今後農業従事者の高齢化が予測されることから、高齢者や定年退職世代の農業への登用を図るため、作物の栽培技術の普及や作業の軽労化を図る取組を進めます。
- ・本市の全就業者の約2割を占める農業を維持発展させるため、優良農地の確保や保全、農地利用集積の推進など、農業者の経営の安定化を支援します。また、魅力ある農業の実現に向け、高収益園芸品目の導入や、先端技術の導入などを推進します。
- ・遊休農地の発生防止・解消に取り組み、担い手への農地利用・集約化に努めるため、関係機関と連携して農地の利用状況調査を進めます。
- ・既存農業者の意欲向上や新規就農を支援するため、ほ場、農道、用排水施設などの農業生産基盤を整備し、生産性向上による農業の競争力強化を図ります。あわせて中心経営体への農地集積率に応じて事業費負担を助成する農地集積促進事業への取組を推進します。
- ・ジオパーク・エコパーク等の恵まれた地域資源を活かし、農村のもつ価値を創出するとともに、住民の共同活動等により農村の維持・活性化を図ります。
- ・林業経営体による森林の適切な整備は、本市の豊かな自然環境と生態系を保全する役割も果たしており、林業経営体の生産性や所得の向上を図るため、林業関係団体や経営能力の高い林業後継者の育成・支援を推進します。また、森林資源の循環利用を推進します。
- ・営農意欲の衰退をもたらす鳥獣被害を減らすため、関係機関と連携して防護柵を設置するなど被害防止対策を推進します。また、捕獲した鳥獣をジビエ料理として食肉利用するなど地域資源として活用することにより、地域活性化につなげていくことも検討します。

イ 企業誘致と創業支援

- ・工場用地の把握等、製造業等の誘致環境の充実に努めるとともに、市独自の情報関連企業誘致促進事業補助金を活用して、情報サービス業、インターネット付随サービス業の誘致も推進します。一方、誘致企業の雇用対策等のために、企業合同説明会を関係機関と協力して取り組みます。
- ・地域経済の活性化や、定住を促進するため、豊後大野市商工会等の関係機関と連携して窓口相談やセミナー開催など創業支援に取り組みます。そして、労働生産性及び生産効率、エネルギー効率等の向上のために、先端設備等の導入に取り組む企業に対して引き続き支援します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性等の就業機会の拡大等を促進するために、テレワークの推進を関係機関と連携して取り組みます。

ウ 雇用環境の向上

- ・地域における若者の雇用機会の拡大を図るため、豊後大野公共職業安定所、豊肥経済同友会、豊後大野市商工会及び大分県立三重総合高等学校と連携して、新卒者の就業の場の確保を推進します。また、若者の地元就職の支援及び移住定住の促進のために、奨学金返還支援制度に継続して取り組みます。
- ・就業希望者の就業機会を確保するため、若年者の雇用促進、女性が働きやすい環境の整備、高齢者の継続雇用や再就職支援、地域の求職者に対する求人情報の提供など、関係機関と連携して就業環境の整備に取り組みます。
- ・勤労者が健康で安心して働くことができるよう、職場環境・労働条件の改善や福利厚生の実施に取り組みます。また、関係機関と連携し、雇用や労働条件などに関する相談体制の拡充に努めます。

エ 商業・サービス業

- ・豊後大野市中小企業・小規模企業活性化基本条例に基づき、豊後大野市商工会が実施する事業や融資に対して保証料の補助や利子を補給するなど、商業者やサービス業者の経営の安定化を支援します。また、伴走型の支援を行う商工会と連携し、事業者に対する相談体制の拡充に努めます。
- ・都市再生事業等の取組をはじめ、商店街を構成する個性ある個店への支援の強化、特産品の販路拡大の推進により、豊後大野らしさとにぎわいのある商業・サービス業の振興を図ります。また、事業者の高齢化や後継者不足へ対応するため、大分県事業引継ぎ支援センターと連携して支援します。
- ・都市計画施設の見直しを行い、都市再生整備計画事業を活用して、三重町駅を中心とした歩きたくなるまちづくりを目指します。また、まちなかウォークアブル推進事業を活用し、既存店舗及び空き店舗などの景観整備や道路整備を行い、まちなか滞在時間を延ばすことで中心市街地の活性化を図ります。

オ 観光

- ・豊後大野市観光振興ビジョンの実現のため、豊後大野市らしい「里の旅」の商品を造成します。自然・食・文化・スポーツといった「体験型」「交流型」などを取り入れた新たなツーリズム商品の造成が特に重要です。
- ・県内外の都市住民やマスメディアに対し、観光資源をアピールし、観光客の心に響く観光プロモーションを展開するなど、交流人口の増大や地域経済の発展を図ります。
- ・休憩、観光情報の取得、飲食、土産品の購入などを行うことができる観光拠点の整備・活用を行います。また、市内に5つある道の駅を活用し、市への来訪者の満足度を高め、リピート客の増加による交流人口の増大を図ります。
- ・新しい旅のエチケットや、新しい生活様式を踏まえた対応が求められている観光関連事業者への支援を行い、観光産業の回復を図ります。

カ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域防除」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する産業の振興をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
新卒者の就職者数	30人	30人
立地企業数(累積)	5件	10件

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	県営危険ため池緊急整備事業負担金 県営地域ため池総合整備事業（白水ため池） 県営地域ため池総合整備事業（石場ダム） 県営中山間地域総合整備事業負担金（豊後大野東部地区） 県営中山間地域総合整備事業負担金（豊後大野西部2期地区） 県営中山間地域総合整備事業負担金（豊後大野地区） 県営農業水利施設保全合理化事業負担金（豊後大野地区） 県営農業水利施設保全合理化事業負担金（明正地区） 県営農業水利施設保全合理化事業負担金（豊後大野2期） 県営経営体育成基盤整備事業負担金（宇田枝地区） 市営土地改良事業（豊後大野8期地区） 市営土地改良事業（柴山地区） 市営土地改良事業（越生地区） 林 業 造林事業 簡易作業路整備事業 椎茸生産基盤整備事業	大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 大分県 豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光案内板設置事業	豊後大野市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	椎茸種駒補助金 種駒を購入した椎茸生産者に対し補助をすることにより、乾椎茸生産量及び品質の維持向上を図るとともに、新規参入者や生産規模の拡大を図る。 有害鳥獣被害防止対策事業 猪、鹿等による農作物への被害を防止するため、設置した電気柵・防護ネットに対し助成することより、生産性の向上と生産意欲の低下を防ぐ。	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
	(11) その他	中山間地域等直接支払事業 中山間地域等、耕作の条件不利地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し、田・畑別、傾斜別に単価を設定して直接支払交付金を交付する。 多面的機能支払交付金事業 農業者団体等の活動組織が共同で行う農地、農業用施設の日常の管理、農村環境の向上等に資する活動に対して支援する。	豊後大野市 豊後大野市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
豊後大野市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) (3) のとおり

(iii) 他団体等との連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域防除」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する産業の振興をより効果的に進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報管理、情報化の推進

市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりを実現するためには、市の情報公開、情報開示の積極的な推進を図ることが重要です。そこで本市では、令和元年9月に市のホームページのトップページデザインを大幅に変更しPR度を高めました。その他SNS（公式フェイスブック・公式LINE・公式ツイッター）を活用しながら効果的な運用を行っています。

また、ケーブルテレビ事業においては、市民チャンネルや音声告知放送を通して行政情報や市内のイベント情報などを発信し、市民に親しまれる番組づくりに努めていますが、利用者アンケートの内容を分析し、要望や意見を今後の市民チャンネルにいかに関与させるかが課題となっています。さらに、経年劣化による設備機器の更新及び市内全域の高速情報通信網（ケーブル網）の維持管理等を随時行っていますが、財政状況を鑑みながら計画的に行っていくことが重要課題となっています。

一方、携帯電話の不感地域の解消については、極小集落が残される状況となっていますが、国の補助金要綱の変更により対象となる地域の条件が厳しくなったため、従来のやり方での事業推進が難しくなっています。令和2年度は補助事業スキームに1地区が該当となり事業を進めていますが、次年度以降は事業予定がありません。しかし、国と民間通信事業者との協議で民間通信事業者が自主事業にて居住地域の携帯不感地域解消を行うこととなっており、本市の残りの地域についても令和3年度に入り基地局整備が進んでいる状況であり、別の新規参入通信事業者の動向にも注目しています。

また、新型コロナウイルス感染症対策としてICTの効果的利活用が注目され、オンライン会議への対応やテレワーク可能な仕組みの構築等が早急に求められています。さらにはGIGAスクール構想への側面支援も含め、市情報ネットワークの構成見直し、強化などの対応が必要となっています。さらに、個人番号利用も含んだ電子申請の推進やサテライトオフィス設置等、国の行政デジ

タルシフトへの動きも活発となっており、その動向に注視し今後の対応を長短期それぞれにて図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 情報管理、情報化の推進

- ・広聴・広報活動については、市民に必要な情報を正確かつ迅速に提供するとともに、市民との対話拡充等により市民参画の機会拡大を図り、市民ニーズをきめ細かく把握し市政に反映します。ケーブルテレビ事業における保守管理及び番組制作は、高い専門性を要するため委託を中心とし運営を行いますが、市として市民の要望及び時代に即した事業の方向性を示しながら、市民の暮らしに根ざした事業を行っていきます。あわせて、業務の適切な運営を図り、行政情報及びテレビ放送の提供、市内無料電話等の安定提供並びに高速情報通信網（ケーブル網）の継続的な維持を行うほか、多額の経費を要する設備機器の更新に計画的に取り組めます。
- ・携帯電話不感地域の解消については、令和2年度に変更となった国の携帯電話不感地域解消事業スキームに合った条件を模索し、補助事業を活用できないか検討します。また民間通信事業者の事業参画が不可欠となるため、市が整備したケーブルテレビの光ファイバー網を有効活用した携帯不感地域解消方法ができないか民間通信業者と協議、情報共有を行っていきます。
- ・戸籍、住民基本台帳、一般旅券発給、人口動態調査等の情報セキュリティを確保するとともに、個人情報適切に取り扱います。
- ・新型コロナウイルス感染症の要因となる「人の移動、集まり、接触」等の対策として効果的なICT活用を目的とし、既存のネットワーク利用に加え一般Wi-Fi回線等も再整備して、WEB会議やオンライン研修会を利用推進します。またペーパーレス会議化は接触感染対策にも効果的であり、これまで通りコスト削減やセキュリティ向上の目的のため積極的に取り組めます。状況によっては必要となる在宅勤務での利用も含め、外部からのリモートアクセスの環境も整備し、市民サービスの向上につながるICT利用を目指します。さらに、コロナ禍をきっかけとしてより加速した国の行政業務デジタルシフト構想への対応や働き方改革としての業務軽減となる支援ツール（RPAやAI等）の導入も積極的に行っていきます。またデジタルシフトに必要な市のセキュリティポリシーの見直しも行います。

イ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的な情報ネットワークの整備」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する地域における情報化をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	行政事務情報化推進事業 ケーブルテレビ関係設備更新事業	豊後大野市 豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通ネットワークの整備

交通網の発達や生活スタイルの変化により、市民の生活行動圏が広域化する中、通勤や通学、流通や地域間交流における広域アクセスの利便性の向上が求められています。

県道・市道については、広域的な幹線道路の整備を進めていますが、部分的に幅員が狭い区間があるなど、道路改良の要望も多い状況です。

農林道については、流通合理化や大型機械の導入による生産性の向上を図る上で必要な道路であり、生活の利便性の向上を図る上でも重要な役割を担うことから、これらの整備促進と長寿命化が求められています。

本市では、急激な少子高齢化の進展や車社会の進展に伴い、日頃の交通手段として車利用が広く定着する一方、公共交通の利用者は年々減少しており、交通事業者を取り巻く経営環境は、日に日に厳しさを増しています。

また、広大な面積を有する本市では、地理的条件により鉄道やバスの運行路線から遠く離れた交通空白地域も多く存在するため、これら地域の住民生活に密接に関係する交通手段の確保が喫緊の課題となっています。

(2) その対策

ア 交通ネットワークの整備

- ・市民生活の利便性や安全性を確保し、経済活動の活力を高めるため、交付金事業や起債事業を積極的に活用し、市道の新設改良や維持管理の計画的な実施に努めます。また、幹線道路を補完し、日常の生活を支える生活道路の維持補修にも計画的に取り組みます。
- ・地域内や隣接市などとの交流や連携を活発化し、市民生活の利便性を高めるため、主要幹線道路として広域交通ネットワークを形成する国道や県道の整備を促進するため、各期成会と連携して事業推進に向けて働きかけを行います。特に、中九州横断道路の犬飼大分間の事業化に向け積極的に働きかけていきます。
- ・農林道については、農林産物の流通合理化や大型機械の導入による生産性の向上及び生活の利便性の向上を図る上で重要な役割を担うことから、その整備を推進します。
- ・公共交通は、自動車を利用できない人の交通手段や高齢者の外出支援、観光客の移動手段、環境負荷の軽減といった役割を有しており、バス交通等を維持するため、行政、市民、事業者の協働による利用促進を図ります。
- ・本市にとって最適な交通ネットワークを構築し、市民が利用しやすい生活交通手段の確保を図るため、コミュニティバスなどの地域公共交通の充実を図ります。
- ・JR三重町駅はバスの乗り入れができないため、都市再生整備計画事業において、JR、バス、タクシーによる交通結節点を整備し、立地適正化計画のコンパクトシティ+ネットワークを実現するため、公共交通網を活用し、都市の集約化を進め、持続可能な都市経営を目指します。

イ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的公共交通網の構築」

「地域公共交通ネットワークの維持・形成」「広域幹線道路網の整備促進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する交通施設の整備、交通手段の確保をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
コミュニティバス・あいのりタクシー	23,831人	30,140人

立地企業数（累積）	5 件（令和元年度）	10 件
-----------	------------	------

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市道 道路	市道牛首線改良工事 L=760m W=7m	豊後大野市	
		市道南部幹線改良工事（上尾塚工区） L=1,400m W=7m	豊後大野市	
		市道久原柳瀬・伏野新田線改良工事 L=500m W=5m	豊後大野市	
		市道中原河屋線改良工事 L=1,600m W=7m	豊後大野市	
		市道肝煎中央・肝煎鬼塚線改良工事 L=370m W=5m	豊後大野市	
		市道漆生横尾線改良工事 L=700m W=5m	豊後大野市	
		市道赤嶺金田菅生線改良工事 L=100m W=7m	豊後大野市	
		市道大又線改良工事 L=500m W=5m	豊後大野市	
		市道中学校字土線改良工事 L=260m W=5m	豊後大野市	
		市道城岳線改良工事 L=200m W=5m	豊後大野市	
		市道坂本線改良工事 L=200m W=5m	豊後大野市	
		市道四歩一線改良工事 L=300m W=5m	豊後大野市	
		市道平岡線改良工事 L=300m W=5m	豊後大野市	
		市道天神馬背畑線改良工事 L=1,100m W=5m	豊後大野市	
		市道米山馬背畑線改良工事 L=200m W=7m	豊後大野市	
		市道市万田支庫線改良工事 L=300m W=5m	豊後大野市	
		市道下津尾山田線改良工事 L=2,300m W=7m	豊後大野市	
		市道木浦内線改良工事 L=400m W=7m	豊後大野市	
		市道丸山線改良工事 L=400m W=7m	豊後大野市	
				道路ストック点検補修事業 市道補修事業
	(2)農道	農道維持管理事業	豊後大野市	
	(3)林道	林道維持管理事業	豊後大野市	

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路線バス運行補助事業 路線バスの路線を維持し、過疎化、高齢化による住民の交通手段の確保を図るため、当該年度運行欠損額をバス会社へ補助する。	豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
		地域公共交通活性化事業 コミュニティバスを運行し、市民が利用しやすい交通体系を確立することにより、高齢者や学生等の交通手段の確保を図る。	豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

環境問題や安全に対する関心の高まりから、水道水には「安全性」や「おいしさ」が求められ、また、安定的に供給できるライフラインとして確立されることが重要となっています。本市の水道については、一定の基盤整備は進められているものの、今後は地域特性や経済性なども考慮し、安全な水質で安定供給を行うことや適切な維持管理に努める必要があります。

本市では三重町の上水道事業と各町の簡易水道事業を経営統合し、現在、ひとつの公営企業として管理運営を行っています。各施設は市内に点在しており、それぞれの水源や水質が異なるために適正な管理が必要です。また、法定耐用年数を超え老朽化の進んでいる施設があり、更新が必要となっています。

令和元年度における本市の水道普及率は、地理的な条件により建設費が割高になることや、そのために隣保班や個人毎での井戸水や湧水の活用により生活用水を確保している家庭が多いことから、県平均の92.2%を大きく下回る75.6%となっています。

また、過疎・高齢化の中で地域の飲料水供給施設の維持が難しくなっており、その対策が必要となっています。

水道の状況(大分県の水道調)

年 度	給水人口 (人)				普及率 (%)	
	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給施設	市	県平均
昭和 60 年度	10,846	12,100	1,888	3,985	50.1	81.6
平成 2 年度	10,179	12,146	1,630	3,207	51.3	83.6
平成 7 年度	11,336	12,442	1,110	2,692	55.6	86.4
平成 12 年度	12,954	13,002	725	3,133	61.8	88.6
平成 14 年度	12,891	13,805	1,083	3,066	65.4	88.7
平成 17 年度	13,201	13,002	1,000	1,975	64.5	89.3
平成 19 年度	13,186	12,376	1,010	1,876	66.2	90.2
平成 22 年度	13,227	12,013	954	1,777	67.0	90.6
平成 25 年度	13,253	11,666	1,432	1,713	70.2	91.1
平成 26 年度	13,122	11,473	1,350	1,713	70.3	91.4
平成 27 年度	13,146	11,258	1,325	1,693	71.0	91.4
平成 28 年度	13,181	11,128	1,288	1,693	71.8	91.6
平成 29 年度	13,107	10,998	1,279	1,693	72.7	91.9
平成 30 年度	14,921	8,867	1,279	1,693	73.4	92.2
令和元年度	23,536	567	1,345	1,533	75.6	92.2

※ 普及率は飲料水供給施設の給水人口を除いて算定。

イ 生活排水処理施設

生活排水処理施設では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など地域特性に合った経済的な処理方法を見定め、整備・普及していくことが重要です。

下水道事業では地方公営企業法の一部適用による公共下水道事業と農業集落排水事業及び市町村設置型浄化槽事業の管理運営を行っています。本市の令和元年度末の汚水処理人口普及率は62.4%であり、県平均の77.7%、全国平均の91.7%に比べ低い状況にあります。

衛生的な生活環境の確保と水質保全を図る上で、汚水処理人口普及率の向上や生活排水対策は重要な課題となっています。

下水処理施設の状況(汚水処理人口の普及状況に係る総括表)

年 度	汚水処理人口 (人)				汚水処理人口普及率 (%)
	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	計	
平成 23 年度	1,199	3,260	14,739	19,198	48.1
平成 24 年度	1,196	3,197	16,673	21,066	53.2
平成 25 年度	1,222	3,209	16,943	21,374	54.9
平成 26 年度	1,229	3,281	16,636	21,146	55.2
平成 27 年度	1,194	3,247	17,228	21,043	57.3
平成 28 年度	1,183	3,174	17,398	21,755	58.5
平成 29 年度	1,166	3,080	17,482	21,728	59.6
平成 30 年度	1,130	3,010	17,523	21,663	60.6
令和元年度	1,145	2,962	17,775	21,882	62.4

合併処理浄化槽の状況

(単位:基)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置届数	213	221	274	159	150	252
使用基数	4,682	4,898	5,050	5,121	5,221	5,427

ウ 廃棄物処理施設

地域の生活環境の保全や、公衆衛生の確保は、市民の暮らしと生活を支えるためには必要不可欠なものであり、特に本市では多様化するごみを分別し、資源の有効利用を推進するため、早くから分別回収に取り組んできました。また、行政区に環境衛生委員を置き、ごみの分別収集や減量化の推進、廃棄物の不法投棄監視、環境美化の推進を図っています。これまで一定の成果は得たものの、近年ではごみの総排出量は横ばいで一人当たりの排出量は増えている状況にあり、ごみの減量化や3R運動(リデュース…発生抑制、リユース…再使用、リサイクル…再資源化)の定着に向けた事業を推進するとともに、不法投棄防止対策の強化が必要です。

一方、地震、豪雨等による大規模な災害が発生した際に排出が予想される災害廃棄物の処理については、本市災害廃棄物処理計画に従い、迅速かつ適正な処理及びリサイクルを実施する必要があります。

また、本市清掃センターについては、平成10年4月に稼働を開始し、平成25年度から基幹的改良事業を実施して管理運営を行っています。経年劣化による今後の維持管理を踏まえ、ごみ処理の広域化が求められています。

なお、葬斎場及びし尿、浄化槽汚泥の処理施設については、専門知識を持った事業者へ運転管理を委託しており、本市監視の下で適正な運営を行っています。

エ 消防施設

1市1消防本部及び1消防団体制が確立されている中、消防行政に対する市民ニーズや多種・多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するためには、関係機関のさらなる連携強化が求められています。

また、人口減少に伴う過疎化・高齢化の進行により地域防災力の低下が予想される中、効率的な消防団活動ができる体制強化が必要です。

さらに、市民の安全安心を確保・維持するために、消防活動を最大限に発揮できるよう、消防施

設・車輛・資機材を計画的に更新、整備する必要があります。

一方、救急救命体制については、医療機関とのさらなる連携強化を図るとともに、市民が安心して暮らせる体制づくりに継続して取り組む必要があります。

オ 公営住宅

現在、市が管理する住宅は公営住宅・特定公共賃貸住宅・市営一般住宅を合わせて1,018戸あります。そのうち耐用年数の2分の1を経過し建替の時期を過ぎた木造・簡易耐火構造の住戸は558戸あります。また、少子高齢化が加速する中、地域の公営住宅の老朽化や農地優先で宅地として適した土地が少ないこともあり、利便性が高い地域への若年層の住み替えが増加し、地域の人口が減少の一途をたどっています。

市営住宅の現況(令和3年3月31日現在)

種 類	団地数	棟 数	戸 数
公 営 住 宅	36	203	909
特定公共賃貸住宅	11	76	97
市 営 一 般 住 宅	1	1	12

(2) その対策

ア 水道施設

- ・市民に安全でおいしい飲料水を安定的に供給するため、上水道等の整備や施設の適正管理に努めます。また、給水区域内の市民に水道施設の重要性に対する認識を深めるための啓発を行い、上水道への加入を促進し、水質改善による生活環境の向上に努めます。
- ・上水道、簡易水道の未普及地域においては、飲料用水施設の整備を支援し、生活環境の改善を図ります。
- ・大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行います。

イ 下水処理施設

- ・公共用水域の水質の保全や公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の普及促進や処理施設の適正管理など、生活排水の適切な処理を推進します。また、市民が日常生活で水環境の保全や生活排水対策を主体的に行うことを推進するため、環境意識の啓発に努めます。
- ・公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽等の処理施設の整備や適正管理を推進し、生活環境の向上に努めます。

ウ 廃棄物処理施設

- ・清潔で快適な生活環境をつくるため、ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、新環境センターの整備推進や本市現清掃センターの適正運営、整備に努めます。
- ・災害廃棄物の処理における初動対応を迅速かつスムーズに進めるべく、災害廃棄物処理マニュアルを充実させるとともに、職員の意識の向上に努めていきます。
- ・循環型社会、低炭素社会を実現するため、廃棄物等の発生抑制・再使用・再資源化の3Rに関する啓発・普及に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進します。
- ・安定したし尿・浄化槽汚泥処理を継続していけるよう施設の適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理に対する市民の理解や意識を高めます。

エ 消防施設

- ・火災などによる被害を軽減するため、災害時の応急対策等が迅速かつ的確に行えるよう総合的な消防・救急体制の強化に努めます。また、消防団員を確保し組織力を高めるとともに、消防団の活動に対し市民や事業者などへの周知・啓発による理解の促進を図ります。
- ・火災等から市民を守り迅速な消火活動等を行うため、消防施設や消防車両、資機材、耐震性貯水

槽等の計画的整備を進め、災害活動における機動力の確保と性能向上を図り、円滑な消防活動を推進します。

- ・将来にわたって必要な消防体制を維持し、住民の安全・安心を確保するため、消防指令業務の全県下共同運用実現に向けて取り組みます。

オ 公営住宅

- ・経済的に不安定な生活を送る低所得の市民や、住まいを確保しにくい障がい者、高齢者、子育て世帯などに対して、安全で快適に生活できる住宅を提供するため、ニーズに対応したオリジナル住宅の整備を行います。また、住宅長寿命化計画の見直しを行い、市営住宅の統廃合を含め、管理戸数の見直しと計画的な建替及び維持管理に努めます。

カ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的災害等に関する機能の構築」「減災・防災体制の充実」「一般廃棄物の広域処理」「資源循環型社会の形成」「特定外来生物の広域防除」「水源流域の水環境の改善」「救急搬送体制の連携強化の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する生活環境の整備をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境 の 整備	(1)水道施設 その他	飲料用水施設改善事業 生活基盤近代化事業	豊後大野市 豊後大野市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新環境センター整備事業(負担金) 現清掃センター中継基地整備事業	大分市 豊後大野市	
	し尿処理施設	白鹿浄化センター設備維持補修事業	豊後大野市	
	(5)消防施設	車輛・資機材整備事業(常備) 消防施設整備事業(非常備)	豊後大野市 豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

子どもや家庭を取り巻く環境は、地域におけるつながりの希薄化、少子化・核家族化の進行や長時間労働で年々厳しさを増しています。さらに女性の就業率が上昇し、働き方の多様化が進んでいる中、地域の機能が失われ、身近に相談できる相手がいないなど、育児を行う家庭の子育ての負担感が増大しています。このことは人口構造の変化をもたらし、将来の社会資本の整備に大きな負担となることが懸念されます。

本市の合計特殊出生率は、平成23年までは大分県平均を大幅に上回り、平成24年から平成28年にかけては大分県平均と同じ水準で推移していましたが、平成29年からは大分県平均を下回り、平成30年は1.50と県内市町村で下位に位置しており、合計特殊出生率の回復は大きな課題となっ

ています。

そのため、子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図り、より効果的な支援につなげるために、「子育て世代包括支援センターきらきら☆」で妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や切れ目のない支援をさらに強化する必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市の人口は今後も急激な減少が予想されますが、75歳以上の人口は緩やかな減少にとどまり高齢化が進行するため、75歳以上の高齢者を支える仕組みづくりが急務となっています。

介護保険制度については、利用者が多いため介護保険料が高い状況であり、特に軽度の支援を必要とする利用者が増加しています。また、生活習慣病が重症化して脳卒中を発症したり、人工透析を受けるなど、介護保険が必要になるケースが多くなっています。

生活習慣病の有病者や予備群は、健診を定期的に受けていない人に多く、今後は、健診を始め、予防教室などに積極的に参加してもらえる体制づくりが必要です。

また、障がい者が地域で生活するためには地域の支援体制が必要ですが、特に施設入所者の地域生活への移行にはまだ多くの課題があります。障がいの種別や程度などによって必要なサービスは異なり、ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供が必要です。また、障がいのある人が能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、適切に支援することが求められています。

高齢者人口の状況(毎月流動人口調査調)(令和3年6月1日現在)

	人 口	65歳以上	高齢化率
豊後大野市	34,386人	15,127人	43.99%

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ・次世代を担う子どもの成長と子育てを社会全体で支援するため、子育て支援情報の提供や放課後児童クラブ・支援センターの充実など、安心して子どもを産み育てられる地域子育て支援体制を子育て世代包括支援センターきらきら☆を中心に推進します。
- ・幼児期の教育・保育は、人格形成の基盤と生涯にわたる学習の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもたちへの質の高い教育・保育の実施に努めます。また、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、保育無償化の継続と各種の保育サービスの拡充を図ります。
- ・病気回復期の子どもを一時的に預かる病児・病後児保育について、今後も保護者の就労と育児の両立を図るため、利用しやすい環境を整備するとともに、県内広域利用の充実に努めます。
- ・不妊治療費の助成を行い、治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るとともに、相談機能を強化しながら、子どもを望む夫婦が必要な支援を受けられる環境づくりに努めます。
- ・ひとり親家庭等の自立を図るため、一人ひとりに寄り添った支援の実施、自立に向けた就業支援、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援の充実を図ります。
- ・児童虐待の未然防止・早期対応等について、要支援児童及び要保護児童・特定妊婦等への支援業務、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を一体的に実施する子ども家庭総合支援拠点の整備に努めます。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・高齢者や介護者が健康で安心して生活することができるようにするため、既存介護サービス基盤の充実を図ります。また、介護保険サービスの適正な運営を推進するため、介護に携わる人材の育成や、介護サービス事業所の質の向上を支援します。
- ・高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、いきいきと自立して暮らしていけるよう包括的に支援するため、高齢者の健康づくりの支援や、高齢者やその家族の生活を支える地域づくり、介護予防事業、認知症施策の推進に努めます。
- ・高齢者が健康で生きがいをもって暮らしていけるようにするため、高齢者へ「役割をもつこと」「仕事をする事」「健康づくりを行う」を積極的に促し、ボランティア活動や就労への動機付けを行います。
- ・高齢者の心身の活力低下を防止するため、健康状態に問題のある高齢者や閉じこもりがちで健康

- 状態が不明な高齢者を把握し、保健指導等の支援や必要な医療・介護予防サービスにつなぎます。
- ・ 食事の調理が困難な高齢者に対しては、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスの取れた食事が提供できるよう配食サービス事業に取り組むとともに、事業を利用している低所得高齢者の経済的支援として利用者負担金の軽減を図ります。
 - ・ 市民が主体的に健康づくりや生活習慣病などの予防対策、健康管理に取り組み、生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、市民の健康づくりへの支援や食育の推進に取り組みます。
 - ・ 障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするため、日常生活での悩みや不安に対する相談支援体制の拡充を図ります。また、障がいの種別や程度などによって異なるニーズに応じた障がい福祉サービスの提供や経済的支援に取り組めます。
 - ・ 一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、福祉的就労の場を提供するために就労継続支援事業への移行と拡充を図ります。
 - ・ 一般就労の促進と就職後の定着の支援を図るために、就業・生活支援センターつばさ、ハローワーク豊後大野、大分障害者職業センターとの連携により障がい者の一般就労を支援します。

ウ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「健康診断の受診率向上」「相談支援機能の強化」「地域子育て支援の充実」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進をより効果的に進めます。

数 値 目 標	基 準 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和7年度)
国保特定健診受診率	45.4%	60.0%

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所緊急整備事業	豊後大野市	
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業 子ども・子育て支援施設整備事業	豊後大野市 豊後大野市	

	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>配食サービス事業（高齢者） 食事の確保が困難な高齢者に対し配食サービス事業に取り組むとともに、低所得高齢者の利用者負担金の軽減を図ることにより、在宅で自立した生活ができる環境をつくる。</p> <p>公立保育所管理運営事業 公立の認定こども園として、安心して子育てできるために、様々なニーズに応じた保育サービスの充実を図る。</p> <p>教育・保育施設運営事業 私立の保育所、認定こども園、幼稚園に対して共通の給付費を支払う。</p> <p>放課後児童健全育成事業 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。</p> <p>地域子育て支援拠点事業 子育て親子の交流等を促進する拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、地域等から孤立する可能性のある家庭に訪問し、地域やほかの親との交流を図る。</p>	<p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p> <p>豊後大野市</p>	<p>施策の効果は将来に及ぶ。</p>
	(9) その他	<p>子ども・子育て支援施設整備事業（放課後児童健全育成事業）</p>	<p>豊後大野市</p>	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市民一人ひとりが、健康づくりを通じていつまでも元気でいきいきとした生活を送れることは、最大の幸せです。健康寿命の延伸を目標に、疾病全体を大きく占めるがん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病などの生活習慣病予防や重症化予防の一層の取組が必要です。

近年は高齢化や疾病構造の変化、健康意識の高まりの中で医療に対するニーズは多様化・高度化しています。また、近年多発する台風や局地的豪雨、地震などの自然災害発生時の保健医療対策、感染症・伝染病に対する防疫対策といった非常時における医療サービス確保についても、重要な課題となっています。豊後大野市民病院を地域医療の中核病院として医療サービスを提供していますが、これからも市民が安心して医療が受けられるよう、市内外の医療機関との連携を図りながら、地域医療体制を確立していくことが課題となっています。

さらに、子どもの疾病の早期治療の促進と、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、子育て家庭に経済的支援をする必要があります。

また、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供し、母体や胎児の健康の確保を図る上で妊産婦の健康診査、乳児期に必要な健康診査の助成、乳幼児・児童の健やかな成長、疾病の早期発見・早期治療の促進と、保護者の経済的負担軽減を図るため、子育て家庭に経済的支援をする必要があります。

(2) その対策

- ・市民が主体的に健康づくりや生活習慣病などの予防対策、健康管理に取り組み、生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、市民の健康づくりへの支援や食育の推進に取り組みます。

- ・健康寿命の延伸を目標に、保健・医療・介護各分野の各種データを活用し、健康課題である生活習慣病の重症化予防の推進のための連携強化を図り、効果的な各種健康増進事業に取り組みます。
- ・災害時に迅速に対応できるよう、保健医療体制作りに取り組みます。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対し、迅速かつ適切な危機管理を行い、関係機関と連携を図りながら、健康被害の発生予防及び拡大防止に取り組みます。また、予防接種の体制整備と接種率向上や感染症予防の知識普及に努めます。
- ・高齢者が安心して生活でき、子育て世代が安心して産み育てられる環境づくりのため、地域の中核病院である豊後大野市民病院と各地域の医療機関が相互に円滑な連携を図ることで、地域医療や救急医療体制の充実に努めます。
- ・無医地区においては、定期的な巡回診療を行うことにより、対象地域の医療の確保に努めます。また、通院困難者には訪問診療や在宅サービス等の拡充を図り、在宅医療・介護の推進に取り組みます。
- ・医療の多様化・高度化に対応するため、内視鏡装置や電子カルテシステム、X線撮影装置等の医療機器等の計画的導入及び耐用年数を経過した機器の更新を行い、地域で受けることのできる医療の充実に努めます。
- ・豊後大野市民病院では、大分大学医学部地域医療学センターとの共同実施である地域医療実習や学外臨床実習や大分県が実施する地域医療研修会の学生実習、大分県立病院等からの初期臨床研修医の受け入れを行っています。地域の医療・福祉に関わる様々な現場に出向き、患者や職員と接しながら地域医療の実態や重要性を知る機会を設け、へき地等に従事する医師の確保を図ります。
- ・疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健やかな育成を図るとともに、保護者へ子育て支援をすするため、市内に住民票のある0歳から中学3年生までの子どもの医療費を助成します。
- ・妊産婦・乳児が定められた時期に健康診査を受けられるように受診券を交付し、引き続き公費負担し事業の継続に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設 その他	医療機器整備事業	豊後大野市	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	子ども医療費助成事業 子どもの医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上を図る。 医師・看護師確保支援事業 市の医師研修資金貸与制度、看護師修学資金貸与制度を活用して、医師、看護師を確保し、医療提供体制の整備を図る。 妊産婦乳児健診委託事業 妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため妊産婦健康診査を実施する。	豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

現在、本市には広大な市域に認定こども園が9園、幼稚園が7園（うち2園は休園）、小学校が11校、中学校が7校ありますが、少子化の影響により園児や児童・生徒数が顕著に減少しており、平成30年度から子どもたち一人ひとりが、主体的に自己実現を図るための「ヘプタゴン教育」を推進しています。そのための「手段」として、連携型小・中一貫教育からレベルアップした小中一貫教育を各町で推進しています。「7町に小中一貫教育校を設置する」ということは、「町に学校がある」ということであり、各町から学校をなくさないという立場に立ち、地域とともにある学校をめざしていきます。学校設置基準を変更せず、既存の小学校・中学校を連結し、一つの組織とする「小中一貫型小学校・中学校」の設置を推進します。

また、これまでに小中学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒には、引き続き通学手段を提供しなければなりません。

さらに学校施設においては、老朽化の著しいもの、安全や衛生に問題のあるものが数多くあり、その対策が喫緊の課題となっています。教育環境の向上を図るとともに、学校生活の安心安全を確保するために、学校施設の整備や長寿命化等を推進し、今後少子化が進む中、数年先の状況を踏まえ、小中一貫教育の環境を整備するとともに建物の長寿命化や省エネ化を計画的に実施します。あわせて、改築・改修時には、非構造部材の耐震化を行います。また、遊具や附帯施設の点検も行って、その改善に努めます。なお、公立幼稚園の施設整備は、将来的な配置をまず検討した上で、その実施を検討します。

イ 社会教育

社会情勢や経済情勢が大きく変化し市民の価値観が多様化する中、学習への欲求や関心はますます多様化・高度化しています。「伝統文化・生きがいの習得」から「職業能力・技術の習得」へと変化する学習ニーズに対応しながら、身近な課題解決につながる活動への取組が求められています。

また、人間関係の希薄化や自然体験の不足、急激な情報化などにより、青少年を取り巻く環境はますます厳しくなっていることから、学校や家庭、地域、行政が一体となった青少年の健全育成や「生きる力」の育成が求められています。

また、新図書館においては、サービス水準のひとつの目安である、来館者数、貸出冊数の増加につながるよう、引き続き蔵書の整備と教育事業の効果的な取組が必要となります。

身近な地域において、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、軽スポーツの普及、健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントの開催やスポーツ団体の組織強化やスポーツ指導者などの人材育成が必要です。あわせて、スポーツ施設を充実するとともに、スポーツ施設の利便性を高める必要があります。

さらに、スポーツツーリズム、合宿誘致に向けた他団体との連携等の受入環境の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- 子どもたちが、主体的な自己実現ができることをめざして、「笑顔で育てるヘプタゴン教育！」を「3次元空間（3D）で豊後大野っ子を育てる」「地域とともにある学校づくりの推進」「多面的な教育を7つの柱で推進」の3つの指導方針で推進します。
- ふるさと大野を愛し、豊かな心を持ついきいきとした子どもを育てるため、教職員の指導力の向上や相談体制の充実、校種間の交流促進に取り組むとともに、学校・家庭・地域が一体となり、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 既存の小学校・中学校を一体的な組織体制として連結し、9年間の系統的な教育を行う「小・中一貫型小学校・中学校」の市内7町、各1校の設置を推進します。なお、施設に関する課題については、施設間の円滑移動や学校マネジメントの一貫性を確保するため、地域の実情に即して既存施設の改修や新築を行っていきます。

- ・ 経済的理由等により就学が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の精神に基づき、就学に必要な費用の援助を行うなど、就学環境を充実します。
- ・ 小中学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒に対しては、当該地域の多くで民間バス路線等が廃止されていることから、スクールバスを運行することにより、児童・生徒の通学手段の確保と安全の確保を図ります。
- ・ 三重総合高等学校が、次代を担う地域の子どもや家庭にとって魅力ある高等学校となるよう支援し、市内外中学校からの三重総合高等学校への進学者数の増加を目指します。
- ・ G I G Aスクール構想をはじめとした各種補助事業を有効活用しながら、学校の I C T環境を整備し、児童生徒の情報活用能力を育成する情報教育の充実を図るなど、児童生徒が情報化社会に適切に対応していくことができるよう、課題の発見と解決に向けた主体的かつ協働的な学びを充実していきます。

イ 社会教育

- ・ 市民一人ひとりの価値観が多様化し、市民の学習への欲求は多様化・高度化する中で、市民個々の生き方の向上を目指す学習への関心と自らの人格・能力を磨くことができるよう、様々な場所や機会での学習環境の充実を図ります。
- ・ 公民館は、生涯学習の実施主体として青少年教育・家庭教育・女性教育・高齢者教育・人権教育・視聴覚教育のほか教室・講座の開設、自主運営クラブ活動に取り組むとともに、市民の生涯学習活動の拠点として指定管理者制度を導入して専門的かつ継続的な事業の展開を図ります。
- ・ 市民の学習ニーズの多様化に伴い、一層の機能の向上を図るとともに、様々な学習機会を提供し読書を通じた人づくりを推進します。また、図書館では、対象別の講座、ワークショップ、おはなし会等の教育事業を行い、図書館利用の促進に取り組みます。
- ・ 市民の健康増進と体力づくりを目的とした、年代に応じたスポーツ活動が身近な地域で行えるよう学校、家庭、地域と連携した活動の場所をつくります。
- ・ 指定管理者と教育委員会、健康増進関係課との連携を図り、誰もが適性等に応じて参加できる健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントを開催します。年齢や性別を問わず、スポーツを実践する機会と、生涯スポーツに親しむ機会の提供に努めます。
- ・ 施設利用者の利便性を高めるため、スポーツ施設の効率的活用と施設の長寿命化を図るとともに、県大会以上の大会やスポーツ合宿等に対応できる施設を核としたスポーツツーリズムの受入環境の整備に取り組みます。
- ・ 市スポーツ協会・スポーツ少年団・学校体育団体等の関係機関・競技団体の活動を支援し、競技力向上に向けて連携を図るとともに、一体となった組織の強化を図っていきます。
- ・ スポーツ指導者の確保を図り、スポーツ指導者研修会等を開催し、指導体制の確立を目指します。

ウ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的教育の連携」「スポーツの振興」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する教育の振興をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	小中一貫教育校整備事業	豊後大野市	
	(2) 幼稚園	幼稚園整備事業	豊後大野市	
	(3) 集会施設、体育施設 等 スポーツ施設	スポーツ施設整備事業	豊後大野市	

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	小中学校臨時講師確保対策事業 市単独の臨時講師を配置することにより、少人数学級の編成や習熟度別の授業を行ったり、支援を要する児童生徒への指導体制を確立したりすることで、学力の向上を図る。	豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
--	-------------------	--	-------	--------------

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化・少子高齢化が著しく進む地域では、高齢化により地域住民同士による相互扶助の低下や伝統文化の継承が困難になるなどの集落機能の低下が見られ、地域コミュニティの維持が課題となっています。

市内 222 自治会の内、129 自治会が高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）50%以上の小規模集落であり、その集落数は令和 3 年 3 月までの 5 年間で 4 割以上も増えています。自治会運営を担っている世代が減少している中で、自治会運営に加え、高齢者世帯の見守り、大規模災害への備え、空き家対策などの課題に単独の自治会での対応が困難になってきています。

(2) その対策

- ・地域振興協議会の設立推進では、地域の様々な主体が入り、地域の現状や課題を認識する話し合いの場づくりを行い、女性や若者、高齢者も入った地域の人材を総動員した特色ある地域づくりを行えるように支援します。また、市民活動団体等への支援や関係人口など多様な人材の取り込みを図り、地域の特性を活かしたコミュニティ活動を推進します。
- ・コミュニティ活動の核となる人材を発掘するとともに、様々な地域活動を支え、地域の課題を解決に導く人材を育成し、その活動を支援します。

数 値 目 標	基 準 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
地域振興協議会設置数 (累積)	7 協議会	15 協議会

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	地域振興協議会拠点施設整備事業	豊後大野市	

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	小規模集落対策委託事業 旧小学校区単位に設立された地域振興協議会に、地域の課題把握や協議会の運営等を行う地域支援員を配置し、住民が安心して暮らせる地域づくりの体制の整備を図る。 地域づくり交付金事業 地域自らが策定した地域づくり計画に基づく活動を支援することにより、地域の創意・工夫・責任による特色ある地域づくりを図る。	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
--	---------------------------	---	--------------------	--------------

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、文化財や伝統的な民俗文化、民俗芸能が数多く残っている県下でも特筆すべき地域です。しかし、市内には劣化の進む指定文化財が多数ある等、これらの貴重な文化遺産を保存・継承していくことが大きな課題となっています。また、文化遺産の学術的な価値について、引き続き調査・研究を実施するとともに、新たな文化財の掘り起こしにも取り組む必要があります。

さらに本市には、多くの歴史資料や民俗資料があり、今後は、資料館の展示の充実による利用の促進、民具等の保管施設の確保と管理を適正に行う必要があります。

また、市民に向けて地域の文化財・歴史・伝統文化に関する情報発信に努める必要があります。エトピアおおのや神楽会館等の市内文化施設については、老朽化による施設の整備計画に沿って改修を進めていく中、さらなる広報活動や入館者等を誘導する仕組みづくりが課題となっています。

文化財の指定状況（令和絵2年4月1日現在）

区分	有形文化財	無形文化財	史跡	名勝	天然記念物	有形民俗文化財	無形民俗文化財	登録文化財	登録記念物	合計
国指定	4	0	6	0	1	1	1	7	2	22
県指定	64	0	11	0	8	5	7	—	—	95
市指定	206	0	59	3	29	18	73	—	—	388
計	274	0	76	3	38	24	81	7	2	505

(2) その対策

- ・市内にある指定文化財（有形・無形）や伝統芸能に対する市民の知識を深めるとともに、文化財の保存・継承を推進します。また、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて、多くの市民が本市の歴史や文化を身近に感じ、貴重な文化に触れることができるように文化財等の活用を推進します。
- ・各種文化・芸術団体を育成・支援するとともに、優れた文化・芸術に触れる機会や文化・芸術を発表する機会を提供し、市民の豊かな感性を育みます。さらにワークショップなどの体験型事業を通じて美術制作の場を提供します。
- ・地域に密着した文化活動の拠点施設として、総合文化センターや朝倉文夫記念公園などの文化施設の整備を進め、豊後大野らしい芸術文化活動や芸術作品鑑賞ができる環境づくりを推進します。
- ・大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の 振興等	(3)その他	文化財保護事業 朝倉文夫記念公園管理事業	豊後大野市 豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は、自然を軸とした暮らし、里地里山の環境保全、地域資源を生かした産業で雇用を創出するなど魅力あるまちづくりを進めています。その中で、気候変動対策として市内の二酸化炭素排出量も国・県や企業とも連携しつつ削減していくことが求められています。

その一環として、本市は市営太陽光発電所（2147.7kW）や土地改良区が運営する水力発電所等を有していますが、さらに木質バイオマス発電所（18,000kW）を誘致し、民間主導で稼働中です。森林資源やバイオマスを利用した熱電供給システムを構築し、地産地消型エネルギー事業を推進し、地域内資源循環を促していくことが重要です。市内のバイオマス資源を活用する中で森林整備・林業育成や、各地で課題となる放置竹林の整理も必要です。

また、分散型エネルギー事業は、需要地点でのエネルギーセキュリティの強化をもたらすものであり、市の防災施策との関連を踏まえながら取組を推進していきます。

(2) その対策

- ・木質バイオマス発電施設は民間主導で運営されていますが、林業・輸送業が必須であり、間伐材・林地残材の収集から発電までの雇用確保について官民連携で取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの 利用の推進	(3)その他	新エネルギー導入促進事業	豊後大野市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 集落

過疎・高齢化が進む本市では、人口減少等に伴う集落機能の低下等、諸問題の発生が懸念されています。集落の衰退は、そこに住む住民の生活はもちろんのこと、土地の保全や水源涵養、更には守るべき農村景観への影響などから、見過ごすことのできない重要課題と捉えています。そのような中、本市では地域を支える市民とも協力しながら、集落に安心して住み続けられるよう、地域の活動に支援し活性化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 集落

本市では、過疎・高齢化による人手不足で、道路の補修や草刈りなど集落の共同作業が困難になりつつあるため、集落を守る観点からボランティアで自主的に行われる作業に対しては、人件費を除く経費を支援し負担を軽減するとともに、市民の集落に対する愛護意識の向上を図ります。

イ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「公共施設の相互利用の促進」「市民活動の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載するその他地域の持続的発展に関し必要な事項をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	集落愛護事業 市民が自主的に行う道路補修や草刈りなどの作業を支援することにより、住民の負担を軽減し、良好な農村環境を維持する。	豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みを進め、保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を行います。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
2 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>定住促進住宅補助事業</p> <p>移住に際しては、初期投資が高額で移住の妨げとなっているため、移住に際しての持家取得に係る経費の助成を行うことにより市外からの移住を促進する。</p> <p>定住促進空き家対策事業</p> <p>空き家入居に係る諸経費を助成したり、空き店舗の購入や改修費に係る経費を補助することにより市外からの移住を促進する。</p>	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>椎茸種駒補助金</p> <p>種駒を購入した椎茸生産者に対し補助をすることにより、乾椎茸生産量及び品質の維持向上を図るとともに、新規参入者や生産規模の拡大を図る。</p> <p>有害鳥獣被害防止対策事業</p> <p>猪、鹿等による農作物への被害を防止するため、設置した電気柵・防護ネットに対し助成することにより、生産性の向上と生産意欲の低下を防ぐ。</p>	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>路線バス運行補助事業</p> <p>路線バスの路線を維持し、過疎化、高齢化による住民の交通手段の確保を図るため、当該年度運行欠損額をバス会社へ補助する。</p> <p>地域公共交通活性化事業</p> <p>コミュニティバスを運行し、市民が利用しやすい交通体系を確立することにより、高齢者や学生等の交通手段の確保を図る。</p>	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
7 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>配食サービス事業（高齢者）</p> <p>調理が困難な高齢者に対し配食サービス事業に取り組むとともに、低所得高齢者の利用者負担金の軽減を図ることにより、在宅で自立した生活ができる環境をつくる。</p> <p>公立保育所管理運営事業</p> <p>公立の認定こども園として、安心して子育てできるように、様々なニーズに応じた保育サービスの充実を図る。</p> <p>教育・保育施設運営事業</p> <p>私立の保育所、認定こども園、幼稚園に対して共通の給付費を支払う。</p> <p>放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。</p> <p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>子育て親子の交流等を促進する拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、地域等から孤立する可能性のある家庭に訪問し、地域やほかの親との交流を図る。</p>	豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>子ども医療費助成事業</p> <p>子どもの医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上を図る。</p> <p>医師・看護師確保支援事業</p> <p>市の医師研修資金貸与制度、看護師修学資金貸与制度を活用して、医師、看護師を確保し、医療提供体制の整備を図る。</p> <p>妊産婦乳児健診委託事業</p> <p>妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため妊産婦健康診査を実施する。</p>	豊後大野市 豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>小中学校臨時講師確保対策事業</p> <p>市単独の臨時講師を配置することにより、少人数学級の編成や習熟度別の授業を行ったり、支援を要する児童生徒への指導体制を確立したりすることで、学力の向上を図る。</p>	豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>小規模集落対策委託事業</p> <p>旧小学校区単位に設立された地域振興協議会に、地域の課題把握や協議会の運営等を行う地域支援員を配置し、住民が安心して暮らせる地域づくりの体制の整備を図る。</p> <p>地域づくり交付金事業</p> <p>地域自らが策定した地域づくり計画に基づく活動を支援することにより、地域の創意・工夫・責任による特色ある地域づくりを図る。</p>	豊後大野市 豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>集落愛護事業</p> <p>市民が自主的に行う道路補修や草刈りなどの作業を支援することにより、住民の負担を軽減し、良好な農村環境を維持する。</p>	豊後大野市	施策の効果は将来に及ぶ。